

農福連携等応援コンソーシアム規約

1 趣旨

令和元年6月に取りまとめられた「農福連携等推進ビジョン」においては、「農福連携を全国的に広く展開させて、各地域において農福連携が定着するようにしていくには、国・地方公共団体、関係団体等のもとより、経済界や消費者、更には学識経験者等の様々な関係者を巻き込んだ国民的運動として推進していくことが重要である。」とされている。

このため、経済団体、農林水産業団体、福祉団体その他の関係団体、地方公共団体、関係省庁等の様々な関係者が参加し、国民的運動として農福連携等を応援する主体として、農福連携等応援コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）を設置する。

2 会員

- (1) コンソーシアムの会員は、趣旨に賛同する経済団体、農林水産業団体、福祉団体その他の関係団体及び関係省庁等とする。
- (2) 会員のほか、趣旨に賛同する企業・法人は、賛助会員として、コンソーシアムに参加することができる。
- (3) 新たに会員又は賛助会員（以下「会員等」という。）になろうとする者は、事務局に申し出、幹事会の承認を得るものとする。
- (4) 会員等から会費は徴収しない。

3 活動

コンソーシアムは、次の活動を行う。

- (1) 「ノウフク・アワード」選定による優良事例の表彰・横展開
- (2) 農福連携等を普及・啓発するためのイベントの開催
- (3) 農福連携等に関する主体の連携・交流の促進
- (4) 農福連携等に関する情報提供
- (5) その他

4 役員

- (1) コンソーシアムに、会長を置く。
- (2) コンソーシアムに、顧問を置くことができる。

5 総会・幹事会

- (1) コンソーシアムの総会は、毎年1回程度開催する。
- (2) コンソーシアムに幹事会を設置する。
- (3) 幹事会は、幹事により構成し、幹事については、追加等の変更を行うことができる。
- (4) 総会及び幹事会には、必要に応じて、有識者の出席を求めることができる。

6 事務局

事務局は、関係団体及び関係省庁の協力を得て、農村振興局農村政策部都市農村交流課において行う。ただし、コンソーシアムが行う事業について、補助事業実施主体が決定した場合は、それらの協力を得て、当該実施団体において事業を行うことができる。

7 その他

本規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、幹事会が定める。